



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：前田 博史  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 年額 1,500円  
 (送料込、会員は会費に含む)



## 実効ある認定基準の改訂を

過労死労災認定基準改定要求署名 17000筆提出

いの健全国センターでは、昨年10月から「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準改定にあたっての請願署名」に取り組んでいます。3月10日、約100団体、35人の個人から事務局に届いた1万7000筆を厚労省に提出しました。

あわせて、20年ぶりの改訂に向けて開催されている脳・心臓疾患労災認定基準専門検討会の進行をふまえ、追加の緊急要求書を提出しました(写真)。

### 署名にあわせて

請願内容は、1. (過労死の) 労災認定時間外労働時間数を「65時間超」とすること、2. 労働時間以外の負荷要因(勤務形態、作業環境、精神的緊張、ハラスメントなど)を積極的に考慮すること、3. 被災労働者の属性や置かれていた状況を正確に判断すること、4. 労災認定を担当する事務官を増員すること、の4点です。

署名には、いの健地方センター・労働組合の取り組みで送られたものに合わせ、これから労災認定に取り組むという決意が込められた手紙が添えられているものがありました。また、長年、過労死問題に取り組んできた遺族の方からは「このような署名に取り組んでいただきありがとうございます」という声がよせられています。認定率3割という高い認定基準のハードルを下げ、労災保険法の目的・趣旨に沿った改定が喫緊の課題です。

### 「労働時間偏重主義」からの脱却を

追加で提出した緊急意見書の柱(基本的考え方)は「労働時間偏重主義」を改めることです。現行の脳・心臓疾患の労災認定基準の「長期間の過重業務」は、時間外労働時間数(1~6か月平均45時間又は発症前1か月で100時間・6か月平均で80時間)を評価します。その上で労働時間以外の負荷要因をみていくことになっています。しかし、「交代制勤務・深夜勤務」「精神的緊張」は、そのものが



過重な負荷であり、「労働時間数」と合わせた3本を柱にすることを求めました。

現在の認定基準が決まった2001年からは、「24時間社会」、「ハラスメント」と労働環境が大きく変わったことは明らかです。職場実態に即した認定基準の改訂が必要です。

緊急要求書では、「基本的考え方」の具体化のため「フローチャート」の変更を示しています。(次ページ参照)

あわせて、勤務間インターバルがとれない勤務は職種・時間帯などを充分考慮すること、障害者枠雇用・障害者手帳を持つ労働者については、被災本人にとっての過重性を評価すること、負荷の評価期間を1年にすることなどを求めました。要請行動において、専門検討会のまとめが4月以降になることがわかりました。急ぎ署名を集中して、改善を迫っていきましょう。(全国センター 岡村やよい)

### 〈今月号の記事〉

脳・心臓疾患労災認定基準緊急改善要求……………	2面
コロナ禍での全商連の取り組み……………	3面
各地・各団体/生協労連/神奈川センター/ドクターズデモンストレーション/愛知/広島/都障教組……………	4~6面
メディアのジェンダー平等シンポ/私の一冊 ……	7面
自治労連3・11から10年交流集会 ……	8面

# 脳・心臓疾患の労災認定基準の(緊急)改訂要求 2021年3月10日

## 働くもののいのちと健康を守る全国センター

### 1. 【基本的な考え方】

これまでの認定基準における労働時間偏重主義を改め、「労働時間」「交代制勤務・深夜勤務」「精神的緊張」の3つを柱にして、労災認定を行うこと。

「脳・心臓疾患の業務起因性の判断のフローチャート」を見直すこと。具体的には以下の要請項目で示す。

### 2. 【労働時間関係】

#### (1) 時間外労働時間数

脳・心臓疾患の労災認定における時間外労働時間数を「65時間超」とすること。

#### (2) 移動時間・通勤時間

指揮命令下にある移動時間、直行・直帰の出張、遠隔地への異動による長距離の通勤時間については、労働時間と同様の扱いとすること。

#### (3) 労働時間の把握

労働時間について、例えば休憩時間を就業規則を基に一律1時間とみなして勤務時間から除外するのではなく労働実態に即した正確な把握に努める必要がある。持ち帰り残業、朝礼、早出等も同様である。

### 3. 【交代制勤務・深夜勤務】

(1) 「交代制勤務・深夜勤務」を伴う業務は「付加要因」ではなく、「時間外労働」と同様の過重な負荷として取り扱うこと。

#### (2) 勤務間インターバルに関して

「勤務間インターバル」が十分にとれていない勤務は、(勤務の不規則性のみを重視するのではな

く)、睡眠時間の不足、睡眠の質の低下、疲労の蓄積があり、負荷が増大すると評価すること。職種、時間帯などを充分、考慮すること。

### 4. 【精神的緊張を伴う業務】

(1) 精神的緊張を伴う業務は「付加要因」ではなく、「時間外労働」と同様の過重な負荷として取り扱うこと。

(2) ①心理的負荷(精神的緊張)の評価について、精神障害の労災認定基準を土台ととしているが、来年度予定されている精神障害の労災認定基準の改訂を踏まえること。②(略)。

### 5. 【被災労働者の多様性】

(1) 過重性の評価にあたっては、被災労働者の多様な属性を十分に考慮し、それを基本とした認定を行うこと。少なくとも障害者枠雇用や障害者手帳を持つ人などは、一般的な「同僚」を基準とするのではなく、障害をもつ被災本人にとっての過重性を判断すること。また、障害者雇用枠や障害者手帳をもっていない労働者でも障害をもち、業務内容について軽減措置を受けている労働者については、同容に十分配慮した労災認定を行うこと。

### 6. 【評価期間】

(1) 負荷の評価期間は発症前1年とすること。少なくとも、発症前6か月より以前に、発症を示唆する出来事や時間外労働がある場合、せめて1年間は遡って調査すること。

※要求書の全文は、いの健全国センターホームページ(<https://www.inoken.gr.jp>)を参照。



# 「自粛と補償は一体に」「民商に出会えてよかった」

## コロナ禍の中での中小事業者の状況と全商連の取り組み

全国商工団体連合会（全商連）は、コロナ禍の影響により危機的な状況にある中小業者を「誰一人取り残さない構え」で、さまざまな支援制度の紹介や制度拡充を求める運動をすすめてきました。

### 営業実態を踏まえた給付を

民商会員の新型コロナウイルス関連の給付金獲得状況（12月末）は、持続化給付金が申請6万6423件、給付5万9634件（実行率89.8%）、総額673億5502万3340円に。また家賃支援給付金は申請1万2527件、給付9136件（実行率72.9%）、総額24億3980万8070円となりました。

昨年12月9日には、給付金の完全給付と継続実施等を求め中小企業庁に要請。8都府県の代表21人が参加し、給付金審査の改善を求めました。今年1月にも引き続き「不給付」事例の再審査や、第3次補正予算に再給付を盛り込むことを要求しました。

現場からは、「営業実態があるにもかかわらず『開業届がない』」の一点張りで給付されない（富山）」事案や、「（お店のイスを借りて営業するスタイルの理美容店では）契約書も開業届もないので、公的書類は出せない」といった実態を訴えました。兵庫からの「星の数ほどある事業所を個別に回ることはできない」とあくまでも公的機関発行の書類の提出を求められるという事例も訴えましたが、経済産業省・中小企業庁の対応は、コロナ禍で苦しむすべての中小業者に手を差し伸べるという姿勢ではありませんでした。こうした対応に対して、全商連と各地の民商は「営業実態を踏まえた給付を」との声をあげ続けています。

### 国保・事業主にも傷病手当を

いのちと健康に関する取り組みでは、2月26日、厚生労働省に対して、民商会員が加入する全商連共済会に寄せられた新型コロナウイルス感染の実態を示し、①国保料・税の特例減免の継続、②被用者に限定されている傷病手当の財政支援を事業主まで広げること、③飲食店など感染リスクの高い業種や地域でのPCR検査への財政支援を求めました。

全商連共済会が明らかにした実態では、料飲業者・飲食店経営者、サービス業者に新型コロナウイルス感染が広がっていること、請求者の7割が事業主であることなどが明らかになっています。厚労省は、傷病手当の給付を被用者に限定している理由につい



「コロナ収束まで給付金継続を」と訴える橋沢政實副会長

て「事業主は事業実態や収入など、事業実態が多様で手当の算定が困難。休んだことの証明も難しい」などと回答。これに対して「国保料・税を滞納すれば差し押さえとなるだけに事業主は必死に納めている。その一方で傷病手当は給付しない。これでは制度の公平など保てない。事業主を対象にできないのは、やる気がないからではないか」と厳しく迫りました。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中で、「自粛と補償は一体に」の声は中小業者の大きな世論となっています。またコロナ禍の収束を願いつつ必死で耐える中小業者から「民商に出会えて良かった」の声も寄せられています。切り開いてきた実績を広く知らせ、直面する危機から営業と暮らしを守る運動に全力をあげる決意です。

（全商連 大山 宏）

### 3・4 「いのち署名」国会請願意思統一集会

3月4日星陵会館において、新型コロナ対策拡充、いのち守る社会保障の実現を求める3・4集会が行われました。



全労連、中央社保協、医団連、医療3単産などが主催。医療・介護福祉の財政確保、公立病院の統合再編の見直し、医療介護従事者の大幅増員、公衆衛生・検査体制の強化、社会保障の国民負担軽減を要求する署名、24万4600人分を提出しました。

## 各地・各団体のとりくみ

生協  
労連

### クレーム時の対応を学ぶ

いの健 web 学習講座

2月13日「生協労連第1回いの健 web 学習講座」を開催しました。7地連23単組、66人が参加しました。今回の講座は新型コロナウイルス感染拡大により、通常とは違う生協組合員からのクレーム対応が生協で働くなかまのこころの健康をおびやかしているのではないかという問題意識で、その対処の仕方等を学ぶ機会としました(写真)。

講義は大阪社会医学研究所所長の中村賢治医師による「感情労働とは」をテーマで行われました。「感情労働は心のエネルギーを多く使う仕事。エネルギーを大量に使うために疲れてしまう(脳が疲労する状態)」「顧客の笑顔を見るとがんばれる」「疲れているはずなのに疲れが吹っ飛んでしまう」など「お客さまのために」がやりがいの源泉になるが、がんばれる人ほど危険と指摘。自動車だとすると、いつも以上にアクセルを踏んでガンガン走る、この状態が感情労働の状態。ガソリン消費が多く枯渇してしまう状態が「燃え尽き症候群」。そしてセルフチェックのための「燃え尽き尺度17の質問」も紹介

されました。

また、「理不尽なお客さまからのお申し出(クレーム)を受けた時の対処はど



うすればいいのか」という質問に、「クレームを受けた時には『頭が真っ白』になるのが普通。クレームを受けているのを見た周りの人が『何かありましたか』などと声をかけて別室などに連れていくことで、移動中に顧客が冷静になる。大切なことは、クレームの矢面に立っている人を守る。自分がミスをしたとしても『大丈夫』という声がけをすることが大事」とアドバイスがありました。

「個人がクレームをうけたときの対処方法」、「組織的に必要な体制」「職場や管理者の構え方」等をもっと学びたいとの感想や「WEB講座は参加しやすかった」、「もっと感想交流の時間が必要」などの意見が寄せられました。Web 学習講座は継続してとりくんでいきます。(生協労連 渡辺利賀)

神奈川

### 職場での感染対策を学ぼう

働く者の労安学校

2月27日に波止場会館において「働く者の労働安全衛生学校」を開催しました。緊急事態制限下でもあり、会議室は20人以下に使用制限され、参加者は29人(会場16人・リモート13人+α)でした。今回は、職場における感染防止対策を実践的に学ぶことを目的とし、質疑応答の時間を全体の3割としました。

高山博光氏(元労働基準監督官、全労働元中央執行委員)が講演し、質問に応えました(写真)。

高山氏は労働安全衛生活動について、①コロナウイルス感染症は「感染症法」による労働者に対する就業制限や入院勧告となり、労安法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とならない、②健康診断の予約が取れない場合、実施期日が過ぎても法違反を問われない、③安全衛生委員会はオンラインやメールでも可能だが、事業場の安全衛生に係る事項について事前配布、意見表明の期日、異なる意見の調整体制など十分に調査審議を尽くすことが必要不可欠、④使用者には感染者に対する措置だけでなく、周囲に感染させないための防止措置が義務付け

られている、⑤職場での感染予防の基本行動は、「動くな(移動制限)」「人に会うな(他人



との接点を極力なくすこと)」だとして、具体的な防止策を説明しました。

講義後は職場報告、①神障教組は、特別支援学校の感染防止対策の一日の行動を紹介し、生徒・教員ともストレスがたまっている、②県医労連からは、菅政権の無策に「怒り」を込めて、経営危機を含め現場に痛みを押しつけている実態を告発。民医連と共同で「いのちを守る署名」に取り組んでいる、③神奈川土建からは、日々現場を移動する建設業ではクラスターが発生しても濃厚接触者特定は難しいが、大手ゼネコンに感染防止や一人親方を含めた休業補償を認めさせた事例もあると、が報告されました。

地方紙の行事欄を見て参加した86歳の農業ボランティアから農薬の安全性の質問など、職場の感染防止対策について多くの質問が寄せられました。

(神奈川センター 鈴木信平)

**各地・各団体のとりくみ**

ドクターズ・デモンストレーション

**医療崩壊はなぜ起きたのか？**

～求められる日本の医療体制を考える

2月25日、衆議院議員会館にて「医療崩壊はなぜ起きたのか～求められる日本の医療体制について考える～」国会内集会が開催されました(写真)。主催はドクターズ・デモンストレーション実行委員会。



全国医師ユニオンの植山直人代表は、OECD平均との比較で圧倒的に少ない日本の医師不足の改善なしに「感染症や大災害時の医療崩壊」「医療機関の閉鎖縮小」「医師の過労死・過労自死」はなくならないと指摘。しかし、厚生労働省は、2023年度から医学部定員を段階的に減らす方針を出していることを報告し、「黙ってはいけい」と訴えました。

医療現場からは山崎俊彦さん(山崎外科泌尿器科診療所所長)、杉山正隆さん(杉山歯科医院副院長)、佐々木悦子さん(日本医労連中央副執行委員長)、大島民旗さん(西淀病院院長)が訴えました。

新型コロナ感染の拡大により、特に小児科・耳鼻科の受診が減っていること、救急患者を断らざるを得ない状況が続いたこと、看護師もコロナ病棟対応のため3交代から長時間2交代制勤務なり、1人夜勤となった職場もあることが訴えられました。しかし、政府は、公立病院統廃合の方針を改めようとせず、3月半ばには、医師の時間外労働1860時間(年間)を容認する医療法「改正」の審議を開始しようとしています。脆弱性が明らかになった日本の医療体制の充実喫緊の課題です。

(全国センター 岡村やよい)

愛知

**13年間のたたかひに終止符**

市バス山田裁判全面勝訴

名古屋市交通局市バス運転士山田明さん(当時37歳)は、2007年6月高速道路の高架下でガソリンをかぶって焼身自殺をしました。明さんは



報告する明さんのご両親

時間外労働が月60時間を超える長時間労働に加え、「葬式の司会のようなアナウンスを止めるように」と指摘されたり、乗客の苦情があったとして度重なる「添乗指導」を受けたりするなどのパワハラをうけてきました。自殺の前日には1週間も前に乗客が転倒した時のバスの運転士として警察に出頭させられていました(後日えん罪であることが明らかに)。

両親は「仕事が原因で亡くなった」として、2008年7月公務災害請求を行いました。ところが基金支部は「通常の業務・指導であった」として、2011年1月に公務外決定。2013年2月地裁に「公務外決定の取消」を求めて提訴しましたが、2015年3月「運転の失敗はいずれもたいした損害もなく自殺にいたるような過重なものではない」として棄却されました。高裁に控訴し、2016年4月やっと訴えが認められ公務災害が確定しました。

両親は10年間で4回も負けながら苦しい中たたかひ続けました。

公務災害の確定後も、両親の再発防止や謝罪の求めに対し、交通局は「通常の指導であり問題ない」と拒否。両親は謝罪を求めて損害賠償請求裁判をおこし、2020年7月全面勝訴となりました。明さんの死後13年でようやく交通局長が位牌の前で謝罪し再発防止を誓いました。長い苦しいたたかひに終止符をうち安堵の時を迎えることができました。

(愛知センター 吉川正春)

**「全国センター通信261号」2面の訂正**

\*前号2面の批判検討会の記事において読みにくい部分がありました。おわびして以下のように訂正します。

**“テレワーク” “フリーランス” を深める**

その後、JMITU日本アイ・ビー・エム支部の大岡義久委員長から「テレワーク戦略と日本社会に及ぼす危険性」と題した特別報告がされ、近年、GAF(A) (グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル) ではテレワークは推奨せず、オフィスを広げて、「労働者同士の日常のコミュニケーションを重視した『良い労働環境』を目指していること、そのような中で日本IBMでは「社内ハローワーク」のような仕組みによって会社内で自ら仕事を探さないとならない実態が報告されました。

次に、MICの北健一事務局長から「フリーランス保護ガイドラインと求められる改革」の特別報告がされ、直近の検討会の議論の様子に加え、当面は1、実態・問題の見える化を進める、2、ガイドライン案にパブコメを出す、3、労働者性を見直す検討の場の設置を目指すことが報告されました。

## 各地・各団体のとりくみ

### 都障 教組 特別支援学校の教育・労働環境 の改善をめざして

東京の特別支援学校は、年々在籍者数が増え、それに比した学校建設が十分でないことによって、過密過大化が続いています。その結果、学級の居場所である「教室」が不足し、一つの教室をカーテンで仕切って2クラスが在籍していたり、特別教室をはじめ物置や更衣室まで教室に転用したりしている実態があります。これは、全国でも同様の状況です。

「教室が足りない」という状況は、小中学校や高校ではほとんど考えられないと思います。特別支援学校で教室不足が放置されているのは、学校を設置するものが守らなければならない「学校設置基準」が、小学校・中学校はもちろん、あらゆる学校にはあるのに、特別支援学校にだけないからです。

この問題を、約10年間、全国の教職員や保護者

東京都立および区立特別支援学校の在籍者数の変化 (東京都公立学校統計調査より)		
	学校数	在籍者数
2001	63	7481
2005	61	8497
2010	60	10456
2015	62	12127
2020	62	12861

とともに署名を集め訴えてきました。当初は「様々な障害の実態に柔軟に対応するため、設置基

令和元年度 公立特別支援学校の教室不足調査結果より、東京都分の抜粋 (文部科学省資料 令和元年5月1日現在)							
児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数							
	仮設建物 借用教室	特別教室 の転用	管理室 の転用	教室の 間仕切り	体育館・廊下 等の間仕切り	倉庫・学庫 室等の転用	その他の 対応
東京都	324	406	231	212	0	02	138
							1374

準は作らない」として  
いた文部科学省で  
したが、毎年粘  
り強くとりくみ、  
「教室不足を放



置する考えはない(安倍前首相)」「特別教室の転用は本末転倒。適正規模で目が行き届く学校にしていきたい(萩生田文科相)」という国会答弁を引き出し、「教育環境改善のため、設置基準をつくる」(文部科学省)というところまでもってこられました。みなさまの署名のご協力のおかげです。

このとりくみは、子どもたちのための教育環境改善が目的ですが、一方で、私たちの労働環境の改善でもあります。過密過大の学校は教職員も多く、職員室は引き出しを開けるのにも苦労するくらいぎゅうぎゅう詰めの学校があります。多くの特別支援学校は、教室も職員室も「密」なのです。

わたしたちは引き続き、全国の仲間とともに作った「私たちの設置基準案」を全面に出して訴え、子どもたちが安心して学び、教職員も安心して働くことのできる学校づくりにつなげていこうと考えています。引き続きご支援よろしく申し上げます。

(東京都障害児学校教職員組合 垣見 尚)

### 広島 過労死労災認定基準の改善を求めて 労働局要請

今年30回目を迎えた「ヒロシマ地域総行動」は、2月25日にのべ300人が参加して行われ、朝宣伝、昼デモの他20の国や企業・団体への要請を行いました。いの健センターは労働局要請を行い、「過労死等の労災認定基準の実効ある改善」を求め11人が参加。労働局は谷川弘労災補償課労災管理調整官が対応しました(写真)。

いの健センター門田勇人事務局長は、「36協定では残業45時間という規制があるのに、労災認定基準が月100時間ということはおかしい」と話し、「申請自体が少なく、さらに30%しか労災認定されない現状の問題点」を告発しました。いの健センター大山泰弘事務局長は、「脳・心臓疾患の100時間と精神障害は160時間と差が大きいことは問題」とし、「1日の睡眠時間が恒常的に7時間確保する

ためには、残業1日3時間、1か月65時間を超えてはいけない」と認定時間の引き下げを求めました。



要請書を手渡す門田氏(写真左)

これに対し谷川調整官は、「5時間の睡眠確保で100時間、6時間で80時間、7.5時間で45時間という考え方になる」と根拠を説明し、「1か月100時間の基準は、20年前の調査に基づいて決めたこと。それが今の時代にあっているのかという指摘は理解できる」と話し、政府内でも協議を進めているとの説明がありました。

地域(国民)の想いが伝わることで、今後の行政の改善の糸口になればと感じられた行動でした。

(広島センター 門田勇人)

## 「ジェンダー平等とはギャップあり」のコンテンツが氾濫 シンポジウム 変えよう、「オトコ目線」のメディア

メディアには性的な表現を強調した見出しや表現、性被害を矮小化する言葉、「モテる」「カワイイ」など他者目線を意識した価値観に基づく編集などなど、いわゆる「オトコ」目線の価値観でジェンダー平等とはギャップのあるコンテンツが氾濫しています。新聞労連では、国際女性デーに合わせて今年3月にジェンダー表現の違和感に関するアンケートを組合員を対象に実施。回答者の66%が「編集の仕事をしている中で、ジェンダー平等に配慮のない表現を見かけて違和感を抱く」と回答しています。

このような状況に危機感を抱いた「日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)」と「メディア総合研究所 (メディア総研)」が2月27日、ジェンダー平等が実現していないメディアを変えていく方法を探ろうと、公開シンポジウム「もう変えよう『オトコ』目線のメディア」を開催しました (写真)。

シンポジウムは、現場で働くメディア関係者や市民らが登壇し、オンラインで実施されました。砂川慶浩・メディア総研所長やジャーナリスト、大学生、NPO代表、新聞記者や南彰・前新聞労連委員長、酒井かをり・出版労連委員長が登壇し忌憚ない意見が交わされました。

### メディアの発展に必要なことは？

シンポジウムの冒頭で同研究所の谷岡理香・東海大教授が、30年前に実施されたメディア産業で働く女性の実態に関する調査結果を紹介し、変わらない現状を訴えました。市民の立場で登壇した学生か



らは、男性が説明しそれを聞く立場で女性が設定されがちである表現に違和感を抱くと報告がありました。また、子どもの虐待死などの事件報道では、母親に落ち度があることに焦点を当てた報道が目立つことなども違和感として報告されました。パネリストの多くからは持続可能な産業としてこれからメディアが発展するには、ジェンダー平等の価値観の定着が必須だという指摘が相次ぎました。

また、ジャーナリストの松元千枝さんは、「マスコミセクハラ白書」(文藝春秋)を紹介しながら、メディアの女性たちが取材現場などで酷いセクシュアルハラスメント被害を受けながら、黙らされてきた実態の背景として男性中心主義的なメディアの構造に問題があることを指摘しました。また、吉永磨美・新聞労連委員長は、長年指摘してきたが、新聞・放送・出版の各業界において、「取締役」など女性役員の割合がいずれも10%以下のままであることを踏まえて、「メディアが変わらない、変えられない理由をまずは探らないといけない」と主張しました。(新聞労連 吉永磨美)

### 私の一冊 ⑥ 『日本の医療崩壊を食い止める』(本田宏著) 内村幸一

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、医療の現場は、とても大変な状態になっています。もともと、通常の業務だけでも過労死ラインを超える労働時間を強いられる医師をはじめ、365日24時間医療の現場を守る過酷な労働実態、政府の医療費抑制政策の下で歪められる地域医療、削減されてきた病院数と病床数。そこに新興感染症の拡大がのしかかりました。全国の医療従事者はこの1年、極端な緊張状態の中、必死に働き続けています。本書は、コロナ禍の医療現場で何が起きているか、実際にいくつかの病院や介護老人保健施設などのレポートを通して、また一貫して医師不足と医療崩壊の危機や国の政策転換を求めてきた本田宏医師の解説により、この国の医療をめぐる問題を解き明かします。医療現場の逼迫、PCR検査ができない、病床の

不足。こうした問題は、すべてこれまでの政策によって作られた問題であることがよくわかります。

国が進める「地域医療構想」にも、各地の院長や医療従事者が現場の実情に即した批判を展開しています。

本書のサブタイトルに『「コロナ禍の医療現場」からの警鐘と提言』とありますが、まさに今、医療現場から伝えたいことをズバッと、そしてとても分かりやすく発信しています。「日本を安心して生きられる国にするために(本書の帯より)」みなさんに読んでいただきたい1冊です。



# 3・11 あのいま、そしてこれから

## 自治労連 東北と全国の仲間をつなぐ全国交流集会

東日本大震災から10年を迎えた今年、自治労連では、「3・11から10年の全国交流集会」を2月20日にWEB集会として開催しました。震災復興の現状と課題を共有して国の責任を明らかにすること、東北の仲間を励まし、公務公共の役割を明らかにし災害に強いまちづくりに活かすこと、そして福島第1原発の現状を確認し原発ゼロへの運動を広げることが参加者で確認しあいました。

### 職員として苦勞し知恵を使った

集会第1部は岩手自治労連の仲間が「3・11のあの時」を振り返り、「復興とは」「自治体職員の役割とは」を語りました。

大船渡市の今野道程<sup>みちのり</sup>さんは震災時、大船渡市職の専従書記長をしていました。直後は市職員の業務につきながら、必死にがんばっている各部署に情報を伝え合うことも重要と考え広報にも取り組みました。「市民のために進んで仕事をするのが自治体職員と思ひみんな仕事をしていた」と語ります。そして、「一方で頑張るためには、やはり労働条件の維持が必要とも話します。

大船渡市の西山春仁さんは「震災の前後で市役所の役割についての意識が変わった」と言います。「自宅が被災して家族のそばにいられないつらさを持つ職員はみんな頑張った。職務の重さを身をもって感じた」と話します。そして、「気持ちが折れそうになった時、全国からの150人近い自治体職員の支援が支えた」と報告しました。

大槌町の小笠原純一さんは「自治体職員の役割は安心できる生活を紡ぐことを助けること。そして、そのためにも職員のいのちは大切にされなければならない」と語ります。

陸前高田市の阿部勝さんは津波にのみこまれる市民や職員を目にしていました。その後、自宅が流さ



れ家族の安否もわからない状況で働く職員に市民から「市役所の人たちは被災者にもなれなかったね」という感謝の言葉を受けたといいます。「やっぱり市民本位の復興を支えることが私たちの仕事」。

陸前高田市の鈴木繁治さんは「陸前高田市ほど職員が犠牲になった自治体はない。家族を失った人も多い。それを抑えて市民のために頑張るのが自治体職員。みんなそうだと思う」と発言しました。自らも被災者であり、葛藤しながら頑張ってきたことを通じて自治体職員の役割が強く訴えられました。

### 原発ゼロの実現を

第2部は、自治労連が取り組んだ震災支援とボランティア活動を振り返りと福島からの報告でした。

笠原浩福島県本部委員長は、「事故から10年になろうとしている。除染は進み、国の財政支援により企業誘致も行われているが働く人がいない」と語ります。住民への意向調査では「戻らない」と決めている人が浪江町・大熊町では過半数。避難自治体では人口減により介護保険や上下水道の維持さえ困難な状況です。「国の進める新たな産業づくり・大型開発は、被災者の願う『自然豊かで住民が親しむ地域社会の復旧』とは相容れない」と笠原さん。「そのためにも原発ゼロの実現を」と訴えました(写真上)。

### 仲間の団結で

集会の最後は、岩手自治労連の中野盛夫委員長が「(職員は)それぞれが深い悲しみを抱えながらも頑張ってきたことが自治体労働者の役割を明確にした。そして、職場に労組が存在し役割を果たすことの重要性も確認できた。これからの課題や困難にも自治体労働者の仲間の団結でのりこえていきたい」とまとめの発言を行いました。

(全国センター 岡村やよい)



ボランティア活動